

28田監第 4 号
平成 28 年 2 月 22 日

田 村 市 長 富 塚 宥 暲 様
田 村 市 議 会 議 長 長 谷 川 元 行 様

田村市監査委員 橋 本 光 義

同 猪 瀬 明

平成 27 年度田村市財政援助団体等監査の結果報告について（通知）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年度において補助金等を受けた財政援助団体及び公の施設の指定管理者に関する監査を実施したので、同条第 9 項の規定により結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の目的

財政的援助及び公の施設の指定管理を行っている事業について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

第3 監査の範囲

平成26年度に交付した補助金及び公の施設の指定管理者にかかる事務

第4 監査の対象

平成26年度に補助金の交付を受けた団体及び公の施設の指定管理を行っている団体の中から抽出した次の3団体。

- (1) 観光振興事業費「あぶくま洞秋まつり実行委員会補助金」(滝根町観光事業特別会計)
団 体：あぶくま洞秋まつり実行委員会
所 管 課：滝根行政局 産業建設課
- (2) 生涯学習振興費「船引町文化祭実行委員会補助金」
団 体：船引町文化祭実行委員会
所 管 課：教育委員会教育部 船引公民館
- (3) 老人福祉施設費「常葉老人福祉センター指定管理委託料」
団 体：社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
所 管 課：保健福祉部 介護福祉課

第5 監査の実施日時及び場所

平成28年2月9日

場 所	時 間	監査対象の補助金等・団体・所管課
田村市役所 監査委員事務局	10:00~11:15	あぶくま洞秋まつり実行委員会補助金 金 額：6,000,000円 団 体：あぶくま洞秋まつり実行委員会 所 管 課：滝根行政局 産業建設課
	13:00~14:00	船引町文化祭実行委員会補助金 金 額：1,800,000円 団 体：船引町文化祭実行委員会 所 管 課：教育委員会教育部 船引公民館
	14:15~15:30	常葉老人福祉センター指定管理委託料 金 額：8,440,000円 団 体：社会福祉法人 田村市社会福祉協議会 所 管 課：保健福祉部 介護福祉課

第6 監査の方法

- (1) 所管課等から事前に監査資料の提出を求め、事務補助職員により事前調査を行い、監査当日に事前調査の結果について報告した。
- (2) 監査当日は、関係職員から事業の説明を受け、監査委員から質問を行った。なお、改善又は検討すべき事項は、監査委員から書面及び口頭により指導、改善を促し、最後に講評を行った。

第7 監査の着眼点

【補助金交付団体】

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
- (3) 補助金の対象経費は明確か
- (4) 会計処理は適正に行われているか
- (5) 補助金の効果、条件履行の確認は適切に行われているか
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか

【公の施設の指定管理団体】

- (1) 施設は関係法令等により適切に管理されているか
- (2) 協定書に基づく義務の履行は適正に行われているか
- (3) 会計処理は適正に行われているか
- (4) 施設利用促進、経費節減、安全管理に努めているか
- (5) 事業報告書の点検は適切になされているか
- (6) 指定管理団体への指導監督は適切に行われているか

第8 監査の結果

各団体、所管課ともに関係法令、協定書等に基づき概ね適正に処理され、運営されていることが認められた。

報告及び公表すべき指摘事項はなかったが、一部改善、検討を要する事項について、書面及び口頭により、指導又は改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正な事務の執行に努められたい。

1 観光振興事業費「あぶくま洞秋まつり実行委員会補助金」

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

① 団体の名称	あぶくま洞秋まつり実行委員会
② 事業の目的	イベントを開催することにより県内外に情報を発信し、あぶくま洞への誘客促進並びに地域の活性化を図る。
③ 事業の内容	あぶくま洞敷地に特設会場を設置し、地場製品の販売、地域の団体による和太鼓演奏、キャラクターショー、演芸、歌謡ショー等を開催した。

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市商工業等振興事業補助金交付要綱
田村市補助金等の交付等に関する規則

(3) 補助金の算定及び交付状況

① 補助金の額	6,000,000円
② 補助金の算定	根拠法令等に基づき適正に算出されている。
③ 補助金の交付状況	根拠法令等に基づき適正に交付されている。

(4) 事務の執行状況

補助金交付の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

指摘する事項は認められなかった。

なお、指導・検討事項で事務処理上留意又は改善すべきものについては、書面及び口頭により指導又は改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正な事務の執行に努められたい。

2 生涯学習振興費「船引町文化祭実行委員会補助金」

(1) 補助団体の名称及び事業の目的等

① 団体の名称	船引町文化祭実行委員会
② 事業の目的	船引地区文化祭において、円滑な運営を期するために必要な事業を行う。
③ 事業の内容	作品の展示や、日頃の学習の成果を発表する機会を設け、鑑賞及び実演などの文化活動を実施した。

(2) 補助金支出根拠法令等

田村市教育委員会の所管に係る補助金等交付要綱
田村市補助金等の交付等に関する規則

(3) 補助金の算定及び交付状況

① 補助金の額	1,800,000円
② 補助金の算定	いずれも根拠法令等に基づき適正に算出されている。
③ 補助金の交付状況	いずれも根拠法令等に基づき適正に交付されている。

(4) 事務の執行状況

補助金交付の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

指摘する事項は認められなかった。
なお、指導・検討事項で事務処理上留意又は改善すべきものについては、書面及び口頭により指導及び改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正な事務の執行に努められたい。

3 老人福祉施設費「常葉老人福祉センター指定管理委託料」

(1) 指定管理団体の名称及び事業の目的等

① 団体の名称	社会福祉法人 田村市社会福祉協議会
② 事業の目的	老人の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の老人福祉の増進に寄与する。
③ 事業の内容	老人の福祉及び健康についての相談及び指導、健康増進を図るための事業、教養の向上、レクリエーション等の支援、老人クラブ運営の支援、施設の利用許可及び維持修繕に関する業務。
④ 指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間

(2) 指定管理関係法令等

田村市老人福祉センター条例
田村市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
田村市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

(3) 委託料の算定及び交付状況

① 委託料の額	8,440,000円(平成26年度)
② 委託料の算定	平成26年度田村市社会福祉施設指定管理料予算書により算出されている。
③ 委託料の交付状況	平成26年度協定書に基づき、年2回に分けて交付されている。

(4) 事務の執行状況

指定管理委託の目的及び事業計画に基づき適切に実施されており、経費及び経理においても概ね適正に執行されている。

(5) 指摘事項及び指導・検討事項

指摘する事項は認められなかった。

なお、指導・検討事項で事務処理上留意又は改善すべきものについては、書面及び口頭により指導又は改善を促したので、必要な措置を講じられ、適正な事務の執行に努められたい。